

# 奄美市教育大綱（素案）

～地域の中で教え，学ぶ教育・文化のまちづくり～



平成 27 年 月

鹿児島県奄美市



## はじめに



教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 27 年度から地方公共団体の長に策定が義務づけられたものです。

大綱の目的は、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていることから、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ること

にあります。

また、内容については、教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき、国が策定する教育の振興に関する施策について基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされております。

このようなことから、現下の少子高齢化、高度情報化、安全・安心への関心の高まりなど教育を取り巻く環境の変化や教育に対するニーズの多様化、いじめや・不登校の深刻化など教育の抱える課題、地域社会での人間関係の希薄化による規範意識の低下などの状況を踏まえ、市長と教育委員会が協議・調整を行い、ここに本市としての教育の振興に関する施策の「大綱」を策定することにいたしました。

今後とも、地域の宝で、未来を担う子どもを安心して生み育てることのできる地域づくり、地域の自然・文化、伝統行事などを次世代に伝承・発展させるまちづくり、本市の恵まれた自然や教育風土を生かし、地域に開かれ、地域に根ざしたふるさと教育を推進して、郷土を愛し、郷土に誇りをもつ人づくりを目指した教育施策を展開していくため、事業の充実に努めてまいります。

平成 27 年 月

奄美市長 朝山 毅

## 目 次

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 1   | 大綱策定の趣旨                                    | 1 |
| 2   | 大綱の位置づけ                                    | 2 |
| 3   | 大綱の期間                                      | 3 |
| 4   | 教育の基本理念                                    | 3 |
| 5   | 教育の基本目標                                    | 4 |
| 6   | 教育の基本方針                                    | 4 |
| 7   | 教育施策の5つの柱                                  |   |
| (1) | 新しい時代を拓く【あまみっ子】(「確かな学力」の定着と向上)             | 5 |
| (2) | 心豊かで強い【あまみっ子】(「豊かな心」の醸成)                   | 5 |
| (3) | たくましい体の【あまみっ子】(「健やかな体」の育成)                 | 5 |
| (4) | 島を愛する【あまみっ子】<br>(「郷土を愛する心，異なる文化を尊重する心」の醸成) | 6 |
| (5) | 市民ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティア                     | 6 |
| 8   | 補完施策                                       | 6 |
| (6) | 教職員の資質向上                                   | 6 |
| (7) | 開かれた学校・特色ある教育活動                            | 7 |
| (8) | 幼児教育                                       | 7 |
| (9) | 教育環境の整備・充実                                 | 7 |

## 1 大綱策定の趣旨

大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであると同時に、地域の未来を担う「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するため、学校教育だけで実現を目指すのではなく、家庭や地域社会がそれぞれの役割や機能を理解し、連携の強化を促すものでもあります。

子どもにとって家庭は、基本的な生活習慣、他者への思いやり、自立心、社会規範などを身に付け、やすらぎや家族団らんを通して人格の基礎が形成される場であり、教育の基本は、まさに家庭にあるといえます。

また、地域社会は、家庭や学校という限られた人とのつながりの枠を越えて、地域行事等を通して、多くの大人との関わりや様々な体験による学びの場として、子どもの健やかな成長のために重要な役割を担っています。

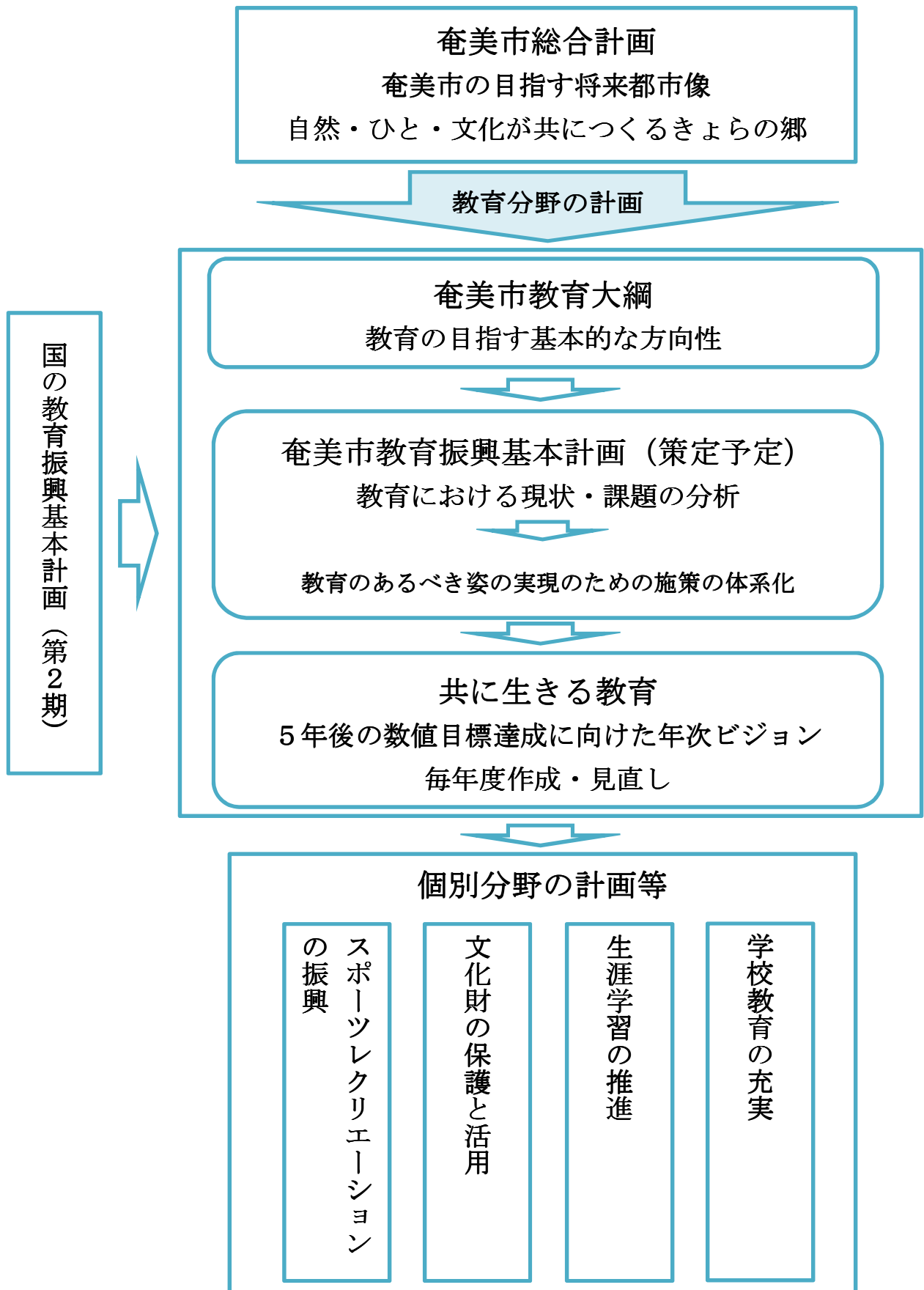
一方、学校には、変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」のバランスのとれた力を育むことやいじめ・不登校など問題行動への支援、特別支援教育体制の充実などが求められています。

地域の宝で、未来を担う子どもたちへの教育は、地域のすべての大人が責を負うものであり、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進を家庭・学校・地域が連携して取り組むことで、変化の激しい社会で、よりよい未来を築き、健やかに生き抜くための「生きる力」身に付けさせなければなりません。

大人が子どもの成長過程に向き合うことは、大人自身の生き方や姿勢を見つめ直すこととなることから、共に学び続ける必要があります。つまり、教育は、生涯にわたって実践されるものといえます。

このように生涯にわたる教育の実践による人づくりを目指し、本市の教育の振興に関する施策の根本となる「大綱」を策定するものです。

## 2 大綱の位置づけ



### 3 大綱の期間

教育大綱の対象期間は、市長の任期に合わせることで、現在の市長の任期が平成 29 年 11 月 30 日であることから、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 ヶ年とします。

| 23 年度                   | 24 年度 | 25 年度      | 26 年度      | 27 年度   | 28 年度            | 29 年度 | 30 年度        | 31 年度 | 32 年度 |
|-------------------------|-------|------------|------------|---------|------------------|-------|--------------|-------|-------|
| 奄美市総合計画（前期 5 ヶ年）        |       |            |            |         | 奄美市総合計画（後期 5 ヶ年） |       |              |       |       |
|                         |       |            |            | 奄美市教育大綱 |                  |       | 奄美市教育大綱（改訂版） |       |       |
|                         |       |            |            |         | 奄美市教育振興基本計画（予定）  |       |              |       |       |
| 共に生きる教育（教育・生涯学習の年度ビジョン） |       |            |            |         |                  |       |              |       |       |
|                         |       | 国の教育振興基本計画 |            |         |                  |       |              |       |       |
|                         |       |            | 県の教育振興基本計画 |         |                  |       |              |       |       |

### 4 教育の基本理念

奄美市の掲げる「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷（シマ）」という将来都市像に向けて、まちづくりの基本は、「人づくり」からという考えに立ち、少子・高齢化社会が進展する中、未来の希望である子どもを安心して生み育てることができる地域づくりのために、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域の未来を担う子どもの確かな学力の定着と向上を図り、自ら学ぶ意欲と社会情勢の変化に対応できる豊かな心、健康でたくましい体を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支え合い、高めあうとともに、その成果を社会に生かすことのできる生涯学習環境を形成し、文化・スポーツに親しみ、地域の自然・文化、伝統行事等を次世代に伝承・発展させるまちづくり、奄美を愛し、奄美に誇りをもつ人づくりを進めます。

## 5 教育の基本目標

- 1 児童生徒の個性、能力及び自主性を尊重し、学校、家庭及び地域社会の三者が連携しながら、安全・安心で快適な学校生活を過ごせる教育環境の充実。
- 2 地域に開かれた学校づくりや、郷土の教育的風土に根ざした体験活動、地域の文化を生かした郷土学習など、特色ある教育活動の支援。
- 3 世代を超えて互いに学び、全ての市民一人一人が生き生きと共に支え合い、地域の特性を生かした多彩な学習と交流が広がるよう、共に生きる社会環境づくりの推進。
- 4 歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を生かしたまちづくり構想や地域ブランド開発を進め、文化的コミュニティ活動を促進する文化薫るまちづくりの推進。
- 5 子どもたちの体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実の推進。

地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり

## 6 教育の基本方針

共に生きる教育～あまみの子どもたちを光に～

「共に生きる教育」とは、広く市民がよりよく生きたいという願いのもとに、他者との調和を求めながら、思考し、判断し、行動していく能力、また、人権を尊重する心、他人を思いやる心、郷土を愛する心など時代を超えても変わらない価値ある心情を育むものである。あわせて、科学技術の発達や国際化・情報化・少子・高齢化など社会の変化に主体的に対応していける能力を育成し、大いなる可能性をもつ「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するものである。

## 7 教育施策の5つの柱

### (1) 新しい時代を拓く【あまみっ子】(「確かな学力」の定着と向上)

地域の宝で、未来を担う子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と判断力・思考力など習得させ、それを生かす力を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、家庭と連携しながら家庭学習の習慣化を図り、各学校の実情や子どもの実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じた少人数教育など、きめ細かな指導により、学力の向上を目指します。

また、ALTの配置による英語教育の充実や特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する特別支援教育などの充実に努めます。

### (2) 心豊かで強い【あまみっ子】(「豊かな心」の醸成)

子どもたちの豊かな情操、他者への思いやり、社会規範、自立心、人間関係を築く力、社会性、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や基本的人権を尊重する人権教育を推進するとともに、心のふれあう積極的な生徒指導、豊かな心を育む道徳教育、豊かな感性や情緒を育む体験活動、生き方指導としての小・中学校における進路指導、学校・地域・行政が一体となって取り組む情操教育、いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と発生後の対応などの充実に努めます。

### (3) たくましい体の【あまみっ子】(「健やかな体」の育成)

学校保健、学校給食、食育の充実により、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の低年齢化など食を起因とする現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進に努めます。

また、子どもの安全・安心を確保するため、交通安全対策などの安全教育や地震・津波対策などの防災教育を推進します。

さらに、子どもの実態に基づく計画的な体力の向上に資するために、学校や地域における子どものスポーツ機会の充実に努めます。



#### (4) 島を愛する【あまみっ子】(「郷土を愛する心, 異なる文化を尊重する心」の醸成)

地域の未来を担う子どもたちに、地域力の根幹である自然、歴史、文化及び先人の遺徳などの総合的な教育を推進することで、地域の人々が守り引き継いできた本市の自然や貴重な文化財及び島口、伝統工芸などの文化を次世代に継承していく郷土を愛し、郷土に誇りをもつ子どもの育成を目指します。

特に、平成 29 年度の世界自然遺産登録を見据え、奄美の子どもとして、生物多様性の保全と活用についての理解力や行動力を育むため、世界的に例を見ない奄美の森などに息づく多種多様な動植物や古くから人と自然が共生してきた生活文化などの環境教育の充実を図ります。

また、子どもたちの異なる文化を尊重する心を育むため、外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。

#### (5) 市民ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティア

生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得のため、市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支え合い、高めあうとともに、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習環境を形成し、文化・スポーツに親しみ、地域の自然・文化、伝統行事などを次代に伝承・発展させるまちづくり、生涯にわたる教育の実践による人づくりを目指します。

## 8 補完施策

#### (6) 教職員の資質向上

子どもたちが変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」のバランスのとれた力を育むことやいじめ・不登校など問題行動への支援、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の充実などの実現に向け、教職員の意識改革を進め、その資質能力を向上させ、学校の組織的な教育力を高めるため、校種間連携の強化とともに、教職員の高度な専門的知識と実践的指導力向上に資する研修、教職経験に応じた研修の充実を図ります。

---

## (7) 開かれた学校・特色ある教育活動

---

地域の宝で、未来を担う子どもたちへの教育は、地域の全ての大人が、その責を負うものであり、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進のため、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を反映させ、家庭や地域社会とそれぞれの役割・機能を理解し、連携協力することが求められています。

そのため、保護者や地域住民が参加しやすい環境としての学校評議員会の充実や学校評価の改善・充実を通して、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対し説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域が共通認識をもち、連携協力の促進を図ります。

また、地域の宝で未来を担う子どもたちが、変化の激しい社会で、よりよい未来を築き、健やかに生き抜く「生きる力」を育むため、各学校が、自校の実情や子どもの実態、地域の状況等を十分に踏まえ、学校経営、小規模・複式校教育、情報教育、福祉活動などについて創造的で柔軟な教育活動の充実を図ります。

---

## (8) 幼児教育

---

少子・高齢化社会が進展する中、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実及び質の向上を図るため、保護者の負担軽減や小学校教育との円滑な移行のための校種間連携の推進、特別支援教育の充実、幼稚園評価の推進などに努め、未来の希望である子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを目指します。

また、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の具体化を踏まえつつ、子育て支援活動や認定子ども園への移行など幼稚園における多様な教育活動のあり方について、検討します。

---

## (9) 教育環境の整備・充実

---

子どもたちのよりよい教育環境づくりに向けて、老朽化した施設の改築、施設の長寿命化に向けた改修及び施設の定期的な安全点検と危険箇所の修繕などによる学校施設の安全確保や設備・備品の充実と適正管理に努めます。

これまで単独自校調理場方式で学校給食を提供している名瀬・住用地区の給食施設については、老朽化が著しく、学校給食衛生管理基準を十分に満たしていないこ

とから、「名瀬・住用地区学校給食センター」を整備し、今後とも、安全・安心で栄養バランスや食育に配慮した学校給食の提供に努めます。

また、子どもたちの情報活用能力や情報モラルの向上のため、学校ICTの環境整備に努めます。